

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学の出席) 第十条 (略) 一・二 (略) 三 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの） 四一六 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定) 第十八条の二 (略) 一一十 (略) 十一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第一項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入学の出席) 第十条 (略) 一・二 (略) 三 写真（出願前三月以内に撮影した正面、無帽、上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの） 四一六 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定) 第十八条の二 (略) 一一十 (略) 十一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</p> <p>2 (略)</p>

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条、第十八条、第二十条関係）

科目、単位数及び時間数

科	目	単位数 (時間数)
分野	統計学 物理学 情報科学 論理的思考 プロジェクトマネジメント 心理学 倫理と哲学	
基礎	社会学 教育学 人間関係論 文化人類学 外国語Ⅰ 外国語Ⅱ 健康スポーツ学	
基		

合	専 門			
	臨 地 実 習	看護の 統合と実践	精神看護学	母性看護学
専門分野計	障害をもちながら地域で生活する人の看護 総合実習	看護の基本となる実習 看護過程の展開実習 地域・在宅での訪問看護の実際 地域・在宅での療養生活 慢性期・終末期にある患者の看護 急性期・回復期にある患者の看護 クリティカルな状況にある患者の看護 生活療養の高齢者の看護 地域で生活する小児の看護 健康障害のある小児の看護 母性看護学実習 精神に障害のある人の看護	看護システムの 災害看護 看護技術の統合 看護研究の実際	母性看護学概論 母性援助論 I 母性援助論 II 母性看護技術 精神看護学概論 対人関係技術 精神援助論 I 精神援助論 II
計				
	(二、一〇五時間) 七〇			
	(三、一〇五時間) 一〇六			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

別記様式第1号 (第10条関係)

(略)	
入 学 志 願 書	(略)
(略)	
(略)	写 真 3.5cm×4.5cmに切っ てはること 年 月 日撮影
注 (略)	

改正前

別記様式第1号 (第10条関係)

(略)	
入 学 志 願 書	(略)
(略)	
(略)	写 真 4.0cm×5.0cmに切っ てはること 年 月 日撮影
注 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県立三次看護専門学校学則別表第一の規定は、令和四年度入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。